

5 激甚災害の指定 (政令)

平成19年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成19年8月10日政令第261号)

最終改正 平成20年2月6日政令第21号

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項及び第2項、第3条第1項、第4条第1項並びに第24条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第1条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成19年新潟県中越沖地震による災害	法第22条に規定する措置及び次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 新潟県長岡市 法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置 ロ 新潟県柏崎市及び出雲崎町 法第3条から第6条まで、第12条、第13条及び第24条に規定する措置 ハ 新潟県刈羽村 法第5条、第6条、第12条、第13条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置

(都道府県に係る特例)

第2条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）第1条第1項及び第43条第1項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第7条第1項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

(災害関係保証に係る期限の特例)

第3条 第1条の激甚災害についての法第12条第1項の政令で定める日は、令第24条の規定にかかわらず、平成20年9月1日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成19年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成20年3月14日政令第45号)

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項及び第2項、第3条第1項、第4条第1項、第12条第1項並びに第24条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第1条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置
	都 道 県 名	市 町 村 名	
平成18年12月27日から平成19年6月26日までの間の地滑りによる災害	岩 手	普代村	法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置
平成19年6月16日から7月15日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	長 野	泰阜村	
		黒滝村	
		三好市	
	徳 島	那賀町	
		いの町	
		仁淀川町	
		中土佐町	
	高 知	四万十町	
		三原村	
矢部村			
福 岡	八代市		
	美里町		
	山都町		
宮 崎	美郷町		
	鹿兒島		
	南大隅町		
沖 縄	座間味村		
	大 分	竹田市	
平成19年8月2日及び同月3日の暴風雨による災害	宮 崎	延岡市	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成18年3月1日から平成19年1月10日までの間の地滑りによる災害	岐 阜	恵那市	
		長 崎	
平成19年3月19日の地滑りによる災害	高 知	大豊町	
平成19年4月26日の地震による災害	山 梨	南アルプス市	
平成19年5月25日及び同月26日の豪雨による災害	秋 田	由利本荘市	
平成19年8月20日から同月23日までの間の豪雨による災害		富山市	
		珠洲市	
		白山市	
平成19年9月4日の豪雨による災害	鳥 取	若桜町	
		八頭町	
平成19年10月15日及び同月16日の豪雨による災害	石 川	琴浦町	
平成19年11月11日及び同月12日の豪雨による災害	青 森	七尾市	
		平内町	

激 甚 災 害	対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置
	都 道 県 名	市 町 村 名	
平成19年能登半島地震による災害	石 川	能登町	法第3条から第6条まで及び第24条に規定する措置
	石 川	七尾市	法第3条から第5条まで、第12条、第13条及び第24条に規定する措置
	石 川	輪島市 志賀町 穴水町	法第3条から第6条まで、第12条、第13条及び第24条に規定する措置
	石 川	珠洲市	法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成19年8月28日から同月31日までの間の豪雨による災害	島 根	西ノ島町 隠岐の島町	法第3条から第5条まで及び第24条に規定する措置
	石 川	輪島市 能登町	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
	島 根	川本町 海士町 対馬市	
平成19年9月5日から同月8日までの間の暴風雨による災害	長 崎	対馬市	法第3条から第5条まで及び第24条に規定する措置
	群 馬	南牧村	
	宮 城	白石市	
	福 島	川内村 飯館村	
	栃 木	日光市	
	群 馬	上野村 神流町 下仁田町	
	埼 玉	秩父市 飯能市 横瀬町 皆野町 小鹿野町 神川町	
	山 梨	上野原市 甲州市 早川町 道志村 小菅村	
	長 野	伊那市 佐久市 北相木村 佐久穂町 軽井沢町	
	静 岡	伊豆市	
平成19年9月14日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	宮 崎	美郷町	第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置
	岩 手	八幡平市	法第3条から第5条まで及び第24条に規定する措置
	秋 田	北秋田市	法第3条から第6条まで及び第24条に規定する措置
	秋 田	鹿角市 上小阿仁村 五城目町	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
佐 賀	基山町		

備考

- 1 この表に掲げる区域は、平成19年12月31日における行政区画によって表示されたものとする。
- 2 平成19年6月16日から7月15日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る豪雨とは梅雨前線によるものをいい、当該災害に係る暴風雨とは同年台風第4号（同月9日に北緯10度20分東経142度20分において台風となった熱帯低気圧で、同月16日に北緯34度40分東経145度30分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
- 3 平成19年8月2日及び同月3日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第5号（同年7月29日に北緯18度20分東経144度30分において台風となった熱帯低気圧で、同年8月4日に北緯41度35分東経141度35分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。
- 4 平成19年9月5日から同月8日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第9号（同年8月29日に北緯21度東経155度40分において台風となった熱帯低気圧で、同年9月8日に北緯43度25分東経141度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
- 5 平成19年9月14日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第11号（同月13日に北緯22度5分東経134度5分において台風となった熱帯低気圧で、同月17日に北緯38度東経132度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第2条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）第1条第1項及び第43条第1項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第7条第1項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第3条 第1条の激甚災害（平成19年能登半島地震による災害で、石川県七尾市、輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町の区域に係るものに限る。）についての法第12条第1項の政令で定める日は、令第24条の規定にかかわらず、平成20年4月24日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

平成12年から平成19年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成15年3月12日政令第51号)

最終改正 平成20年3月14日政令第44号

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項及び第2項、第3条第1項、第4条第1項並びに第24条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第1条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する

激 甚 災 害	対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置
	都 道 県 名	市 町 村 名	
平成12年から平成19年までの間の火山現象による災害	東 京	三宅村	法第3条から第5条まで、第11条の2及び第24条に規定する措置

(都道府県に係る特例)

第2条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第1項及び第43条第1項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第7条第1項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。